

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年2月21日（水）

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

1 入札内容

(1) 件名

寝具賃貸借

(2) 契約内容等

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

(4) 履行場所

別添仕様書のとおり

(5) 入札方法

前記(1)の業務ついて入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 川畑

電話(078)341-7441 内線2272 FAX(078)341-5169

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年2月21日（水）から同月28日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9

時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和6年3月8日（金）午前10時00分 兵庫県警察本部総務部会計課

(4) 入札の参加申込及び入札書の提出期限

本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、その方法は以下による。

ア 申込書の提出は、令和6年2月21日（水）午前9時から同月28日（水）午後4時まで（県の休日を除く。）に電子入札共同運営システムにより行うこと。

イ 電子入札は、令和6年3月6日（水）午後5時から同月8日（金）午前10時00分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は前記(3)に同じ。

4 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書（様式は任意。）で質問すること。

ア 受付期間

令和6年2月21日（水）から同月28日（水）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、令和6年2月21日（水）から同月28日（水）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和6年2月28日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3の(1)に同じ

ウ 提出書類

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果及び質問の回答

令和6年2月29日（木）から同年3月6日（水）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を、令和6年3月7日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行

保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和6年4月1日（月））までであること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札参加資格審査窓口

兵庫県出納局物品管理課 電話(078)341-7711 内線4935

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

寝具賃貸借に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
寝具賃貸借
- (2) 契約内容
別添仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所
兵庫県警察本部が指定する場所
- (5) 入札方法
総価による入札を行う

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者であつて、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和6年2月28日（水）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、下記窓口に申請し、入札参加資格の随時審査を受けること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線4935））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込
電子入札共同運営システムにより行うこと。
- (2) 参加申込の期間

令和6年2月21日（水）から同月28日（水）の午前9時から午後8時まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。また、令和6年2月28日（水）は午後4時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和6年2月29日（木）から同年3月6日（水）午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書（様式は任意。）で質問すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和6年2月21日（水）から同月28日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和6年2月21日（水）から同月28日（水）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和6年2月28日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

電話番号(078)341-7441（内線2272） FAX(078)341-5169

ウ 提出書類

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 質問の回答

令和6年2月29日（木）から同年3月6日（水）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県警察本部総務部会計課用度係

令和6年2月21日（水）から同月28日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県警察本部総務部会計課

(2) 日時 令和6年3月8日（金）午前10時00分

8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和6年3月6日（水）午後5時から同月8日（金）午前10時00分までに入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

- (1) 電子入札共同運営システムにより入札する。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を、令和6年3月7日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和6年3月8日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和6年4月1日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証券の保険金額が、契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時まで電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が令和6年4月1日（月）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、前記(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約期間開始日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前記(1)の期限内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しな

いこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

18 調達事務担当部局

〒650-8510 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課（電話番号：(078)341-7441 内線 2272 FAX：078-341-5169）

提出書類の注意事項

1 参加申請・質問等の提出について（令和6年2月28日（水）午後4時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

※ 参加申請時に下記のファイルを添付し、提出することができます。

仕様に関する質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに兵庫県警察本部会計課担当まで提出してください。提出方法は、可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（FAX 及び持参による提出を妨げるものではありません。）

質問の結果の回答は、令和6年2月29日（木）から同年3月6日（水）午後5時を予定しています。

2 入札書提出の際に必要な入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書をファイルの形で添付してください。入札内訳書には、それぞれの単価（消費税及び地方消費税を含まない。）及び総価（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載してください。

入札内訳書の様式は自由です。必要に応じて添付している入札内訳書を使用してください。

3 入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

4 開札日時：令和6年3月8日（金）午前10時00分

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和6年3月6日（水）午後5時から令和6年3月8日（金）午前10時00分までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

5 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和6年3月8日（金）午後2時を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

6 契約時について（落札業者のみ）

① 契約書 2通（兵庫県警察本部会計課で準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証券を提出して下さい。

また、財務規則に基づき契約保証金を免除する場合があります。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県警察本部総務部会計課用度係（担当：川畑） TEL：078-341-7441（内線 2272） FAX：078-341-5169
○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】 TEL：0120-554-538 平日（月曜～金曜日）の9時から午後5時

入 札 用 (内 訳 書)

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	寝具賃貸借
-----	-------

件名	日数	組数	単価	金額(税抜)	備考
標準期	91日	2,275組	円	円	
夏 期	92日	2,275組	円	円	
冬 期	182日	2,275組	円	円	
計	365日	—	—	円	

合計金額	
------	--

寝 具 仕 様 書

この寝具の仕様書は、兵庫県警察本部が、職員の仮眠用としてのリース寝具について定めるものとする。

1 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 寝具の供給場所及び数量

別表第1に掲げる施設の本署及び交番等に、別表第2に掲げる数量の寝具を供給するものとする。数量の詳細は別途連絡する。

3 寝具の内訳

別表第2に定めるとおりとする。

4 管理内容

寝具に係る管理は、次により行うものとする。

- (1) 包布類の洗濯は、1ヶ月に2回実施する。
- (2) 寝具の消毒及び乾燥は、使用者側で実施する。
- (3) 寝具類の紛失、汚損、又は不良等を生じたときは、供給者側で取り換え、修繕等の措置をとるものとする。但し、それが使用者側の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

5 寝具の種類及び規格

別表第3に定めるとおりとする。

6 供給計画

- (1) 落札者は、寝具の管理内容に基づく、各施設毎の年間の供給計画を策定し、契約担当者が指定する日までに提出すること。
- (2) 布団の入替時期は別表第4に定めるとおりとする。

7 その他

- (1) 寝具の供給、交換及び洗濯等は、あらかじめ指定した期日に供給者が実施する。なお、包布等の脱着は使用者側が実施するものとする。
- (2) 寝具類は、衛生上の理由から「兵庫県警察専用」のものとし、外見から判別可能とすること。
- (3) 供給者は、寝具1組を見本として、事前に使用者側に提出し、確認を受けるものとする。
- (4) 警察本部の課、隊、分駐所又は警察署の本署、交番ごとにリネン袋（施設名称及び数量表示）を作成し、区別して警察本部又は警察署に納入するものとする。
- (5) 包布類は交換対応を円滑に行うため、常に2セット納入しておくこと。
- (6) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、

氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を発注者に提出し、発注者の書面による承認を得た場合は、発注者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は発注者に対し全ての責任を負うものとする。

(7) その他記載していない事項については、別途協議するものとする。

別表第1

寝 具 供 給 施 設

兵庫県警察本部	尼崎北 警察署	福 崎 警察署
東 灘 警察署	伊 丹 警察署	たつの 警察署
灘 警察署	川 西 警察署	相 生 警察署
葺 合 警察署	宝 塚 警察署	赤 穂 警察署
生 田 警察署	三 田 警察署	佐用警察センター
兵 庫 警察署	篠 山 警察署	宍 粟 警察署
長 田 警察署	丹 波 警察署	南但馬 警察署
須 磨 警察署	明 石 警察署	養父警察センター
垂 水 警察署	三 木 警察署	豊 岡 警察署
神戸水上警察署	加 東 警察署	城崎警察センター
神戸西 警察署	小 野 警察署	美 方 警察署
神戸北 警察署	加 西 警察署	洲 本 警察署
有 馬 警察署	西 脇 警察署	淡 路 警察署
芦 屋 警察署	加古川 警察署	南あわじ警察署
西 宮 警察署	高 砂 警察署	
甲子園 警察署	姫 路 警察署	
尼崎南 警察署	飾 磨 警察署	
尼崎東 警察署	網 干 警察署	

別表第2

1 寝具の内訳

区 分	標準期寝具数	夏期寝具数	冬期寝具数
	4 / 1 ~ 6 / 30 91日	7 / 1 ~ 9 / 30 92日	10 / 1 ~ 3 / 31 182日
掛布団	1 枚	夏用布団 1 枚	1 枚
掛包布	1 枚	1 枚	1 枚
敷布団	1 枚	1 枚	1 枚
敷布	1 枚	1 枚	1 枚
毛布	—	—	1 枚
毛布包布	—	—	1 枚
枕	1 個	1 個	1 個
枕カバー	1 枚	1 枚	1 枚

2 契約予定数

2275組（数量は予定であり発注を保証するものではありません。）

別表第3

寝具の規格（仕様）

寝具別	規 格	仕 様
掛布団	ポリエステル、綿混	140cm × 200cm
敷布団	綿混	95cm × 200cm
毛 布	合繊毛布、アクリル100%	140cm × 200cm
掛包布	綿100%	掛布団寸法に 合わせる
敷 布	綿100%、横開き、 紐3か所付又は引掛式	敷布団寸法に 合わせる
毛布包布	綿100%、横開き、紐3か所付	毛布寸法に 合わせる
夏布団	リップル地、化学繊維わた1kg入	135cm × 185cm
夏掛包布	綿100%	夏掛布団寸法 に合わせる
枕	パイプ	30cm × 45cm
枕カバー	綿100%	枕の寸法に 合わせる

※同等品可

別表第 4

布団入替時期

区 分	標 準 期	夏 期	冬 期
	4 / 1	7 / 1	1 0 / 1
掛 布 団	1 枚	入 替	入 替
敷 布 団	1 枚	入 替	—
毛 布	—	—	1 枚
枕	1 個	—	入 替

本部所属 本部庁舎

課名	課・係名	R6	備考欄
1	合同宿直男性	9	
2	合同宿直女性	1	
3	第二庁舎601用	1	
4	県民広報課	3	
5	情報管理課	1	
6	照会センター	6	
7	監察官室	1	
8	装備課	2	
9	留置管理課男子	2	
10	留置管理課女子	2	
11	地域部宿直	2	
12	地域企画課(職質指導班)	6	
13	通信指令課	18	
14	通信指令課婦警	5	
15	刑事企画課	8	
16	捜査第一課	5	
17	捜査第三課	1	
18	鑑識課	1	
19	機動鑑識女子	2	
20	機動鑑識(神戸)	5	
21	CSIS	2	
22	国際捜査課	1	
23	公安第一課	2	
24	警備課	2	
25	生活安全企画課	8	
26	交通企画課	2	
27	交通捜査課	2	
28	交通規制課	1	
29	交通指導課	2	
30	会計課	22	

本部所属 本部庁舎外

	課名	課・施設名等	R6	備考欄
1	留置管理課	姫路留置場(数は姫路署に含)		
2		篠山留置場	7	
3	第一機動パトロール隊	本隊・神戸	10	
4		阪神	6	
5		東灘	2	
6		明石	4	
7		伊丹	2	
8		西宮	4	
9	第二機動パトロール隊	姫路西(本隊)	6	
10		加古川	4	
11		飾磨	2	
12		佐用	2	
13		養父	3	
14		城崎	3	
15	鉄道警察隊	鉄道警察隊・本隊	7	
16		神戸	2	
17		本隊女性	2	
18	捜査第一課	姫路西庁舎捜査1課	3	
19		尼崎南 捜査1課	3	
20		検視官室(養父センター)	2	
21	鑑識課	機動鑑識(阪神)	3	
22		機動鑑識(東播)	3	
23		機動鑑識(北播)	2	
24		機動鑑識(西播)	3	
25		警察犬	5	
26	機動隊	機動隊	33	
27	機動捜査隊	機動捜査隊(神戸)	10	
28		機動捜査隊(阪神)	6	
29		機動捜査隊(阪神北)	2	
30		機動捜査隊(東播)	2	
31		機動捜査隊(西播)	6	
32	科捜研	科学捜査支援センター	2	
33	警備課	航空隊	1	
34	交通機動隊	本隊	4	
35		阪神	2	
36		神戸	3	
37	高速隊	本隊(西宮北)	5	
38		京橋	8	
39		丹南	2	
40		福崎	6	
41		姫西	8	
42		加古川北	2	
43		垂水	12	
44		西宮北	8	
45		洲本	2	
46		和田山	2	
47	交通指導	尼崎反則センター	1	
48	運転免許課	運転免許課(明石)	5	
49		運転免許課(阪神)	1	
50		運転免許課(但馬)	1	
51	警察学校	警察学校	5	

警察署

	警察署	R6	備考欄
1	神戸	東灘	57
2		灘	55
3		葺合	40
4		生田	61
5		兵庫	63
6		長田	61
7		須磨	54
8		垂水	61
9		神戸水上	34
10		神戸西	68
11		神戸北	37
12		有馬	26
13	阪神	芦屋	32
14		西宮	99
15		甲子園	43
16		尼崎南	65
17		尼崎東	69
18		尼崎北	59
19		伊丹	75
20		川西	48
21		宝塚	52
22		三田	27
23	篠山	12	
24	丹波	12	
25	東播	明石	84
26		三木	29
27		小野	18
28		加東	14
29		加西	14
30		西脇	18
31		加古川	86
32	高砂	30	
33	西播	姫路	91
34		飾磨	63
35		網干	33
36		福崎	17
37		たつの	36
38		相生	21
39		赤穂	18
40	宍粟	12	
41	但馬	南但馬	14
42		豊岡	33
43		美方	22
44	淡路	洲本	18
45		淡路	24
46		南あわじ	16

賃貸借契約書（案）

契約名称：寝具賃貸借
寝具規格：仕様書のとおり
契約単価：別表のとおり
契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
履行場所：仕様書のとおり
契約保証金：①乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金円を納付する。
②甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。
履行方法：仕様書のとおり

兵庫県警察本部（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、寝具賃貸借について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（目的）

第1条 この契約は、乙が寝具を甲の使用に供し、頭書の契約期間内においてリネンを円滑に供給することを目的とする。

（検査）

第2条 乙は、寝具又はリネンを供給しようとするときは、甲の指定する職員の立ち会いのうえ、検査を受けなければならない。

2 乙は、供給した寝具又はリネンが不良のため、前項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、これを取り替えて再検査を受けなければならない。

（損害負担）

第3条 この契約の履行に際して、乙の責に帰すべき理由により生じた損害は、すべて乙の負担とする。

（権利義務の譲渡禁止）

第4条 乙は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、契約事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、契約事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙は、契約事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、契約事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 7 乙は、契約事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、契約業務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(使用料請求方法等)

第7条 乙の支払請求書の金額は、消費税法に定める課税業者か免税業者であるかにかかわらず、甲の賃借数量に当該契約単価及び使用日数を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とする。この場合、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数単価を切り捨てるものとする。

2 乙は、供給した寝具の賃貸借料金を各期終了後、書面により、甲に請求するものとし、各期供給明細書を添付するものとする。

3 甲は、前項の支払請求書があったときは、供給履行確認のうえ、正当請求書受理後30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第8条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約不履行発生日の翌日から履行の日までの日数に応じ契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に納めなければならない。

(寝具及びリネン返還)

第9条 甲は、契約期間の満了、又は第10条によって、この契約を解除したときは、寝具及びリネンを遅滞なく乙に返還しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、物件を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた物件の損耗並びに物件の経年劣化を除く。）があるときは、その損傷を原状に復さなければならない。ただし、その損傷が甲の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第10条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でない認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

第10条の3 甲は、第10条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額。
- (2) 賃貸借開始日以降に解除した場合は、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対応する契約金額の10分の1に相当する額。
- 5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第11条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第12条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙はこの契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについては兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、適正な労働条件の確保に関する特記事項(別記)を守らなければならない。

(生成AIの利用に関する保証)

第16条 乙は、契約事務を処理するに当たり、生成AI(人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。)を利用する場合には、甲に対し、契約事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第17条 乙は、契約事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、契約事務の処

理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(賠償の予約)

第18条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間までに甲に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息)

第19条 乙は、この契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに支払わないときは、当該期限の翌日から支払までの日数に応じ、その支払わない額につき、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(調査等)

第20条 甲は、乙の当該契約業務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は当該契約業務の処理に関して乙に適切な履行を求めることができるものとする。

2 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日(以下「契約終了日」という。)の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

第21条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第20条第1項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

(帳簿の備付け)

第22条 乙は、当該契約事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部
本部長 桐原弘毅

乙

別表

寝具賃貸借予定数量

区分	期間	日数	予定数量	単価 (税抜)	日数×予定数量×単価
標準期	4～6月	91日	2,275組	円	円
夏期	7～9月	92日	2,275組	円	円
冬期	10～3月	182日	2,275組	円	円
計					円
消費税					円
契約金額					円

※ 予定数量は、あくまでも見込み数であり、履行を保障するものではありません。

誓約書

暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和6年4月1日

兵庫県警察本部長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号
電 子 メ ー ル

適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを

理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

寝具賃貸借

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和6年4月1日

兵庫県警察本部長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号
電 子 メ ー ル

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）